

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

にほんのいえ評価センター株式会社

### (責務)

#### 第1条

提出者又は申請者(以下「甲」という。)及びにほんのいえ評価センター株式会社(以下「乙」という。)は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)、これに基づく命令及び告示を遵守し、この約款(計画書、引受承諾書を含む。以下同じ。)及び乙の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、法等及び規程に定められた業務を行い、次条に定められた日(以下「業務期日」という。)までに、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書(以下「適合判定通知書等」という。)を交付し又は当該適合判定通知書等を交付できないことを通知する。

3 次の各号の一に該当するときは、乙は適合判定通知書等を交付しないこととし、この場合において適合判定通知書等を交付できない旨を甲に通知するものとする。

一 提出資料に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき  
二 提出資料に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

三 判定に必要な甲の協力が得られなくなったことその他財団の責に帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき

四 判定料金が納入期日までに納入されていないとき

4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象の判定に必要な追加書類等を遅滞なく乙に提出しなければならない。

### (業務期日)

#### 第2条

乙の業務期日は、引受承諾書に定める期日とする。

2 乙は、甲が前条第3項から第5項までに定める責務を怠ったときその他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

### (料金の支払期日)

### 第3条

甲の支払期日は、申請受付日の翌月末とする。

(判定料金の支払方法)

### 第4条

甲は、判定料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みに係る費用は甲の負担とする。

2 甲は、甲乙協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(審査中の計画変更)

### 第5条

甲は、適合判定通知書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、甲は、当該計画の提出又は申請（以下「提出等」という。）を速やかに取り下げなければならぬ。

取り下げた後、当該変更後の対象建築物の計画を乙に再度提出等する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の提出等の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

### 第6条

甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を第3条に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正がされない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画の退出等を取り下げる旨を通知し、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定料金が既に支払われているときはこれを乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該判定料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条

乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、判定料金を支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告してもなお是正がされない場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また 当該判定料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条

乙は、判定業務を実施することにより、甲の申請に係る建築物が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものではない。

2 乙は、判定業務を実施することにより、甲の申請に係る建築物に瑕疵がないことを保証するものではない。

3 乙は、甲が提出等した提出書類に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定業務の結果に責任を負わなものとする。

(秘密保持)

第9条

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第13条 この契約に定めのない事項及び、この契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則) この約款は2025年4月1日より適用する。